

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）	改定案（令和4年版）	改定理由
土木工事施工管理基準	土木工事施工管理基準	
<p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p>	<p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。</p>	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm			
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-2	1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-2	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m	-200								法長ℓ	ℓ<5m	-200						
						ℓ≥5m	法長-4%									ℓ≥5m	法長-4%							
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)						1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)								諸基準類の改定にともなう
						平均値	個々の計測値									平均値	個々の計測値							
						平場	標高較差	±50	±150							平場	標高較差	±50	±150					
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160							法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160					
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)						1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)								諸基準類の改定にともなう
						平均値	個々の計測値									平均値	個々の計測値							
						平場	標高較差	±50	±300							平場	標高較差	±50	±300					
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300							法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300					
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-3	1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m	-100								法長ℓ	ℓ<5m	-100						
						ℓ≥5m	法長-2%									ℓ≥5m	法長-2%							
						幅w ₁ , w ₂	-100									幅w ₁ , w ₂	-100							

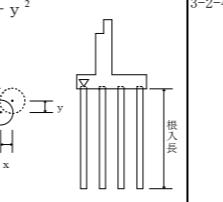
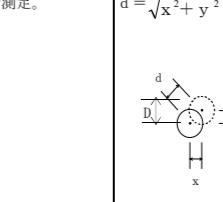
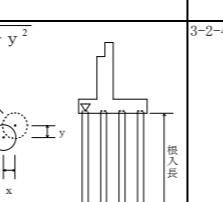
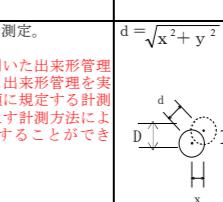
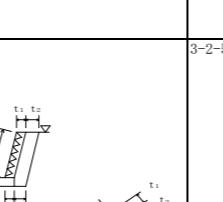
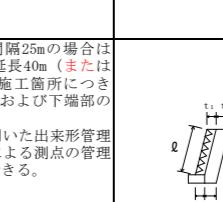
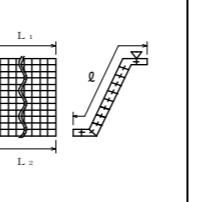
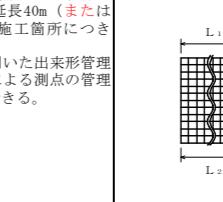
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）									改定案（令和4年版）									改定理由														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		単位:mm
1 共 通 編	2 土 工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂 防 土 工	3 2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-3	1 共 通 編	2 土 工	3 河川 土 工 ・ 海岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3 2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう					
1 共 通 編	2 土 工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂 防 土 工	4 4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジョテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	控え長さ	設計値以上	1-2-3-4	1 共 通 編	2 土 工	3 河川 土 工 ・ 海岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4 4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジョテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	諸基準類の改定にともなう									
1 共 通 編	2 土 工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂 防 土 工	5 5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	1 共 通 編	2 土 工	3 河川 土 工 ・ 海岸 土 工 ・ 砂 防	5 5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	諸基準類の改定にともなう											
1 共 通 編	2 土 工	4 道路 土 工	2 2	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	法長ℓ	ℓ<5m	-200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	1-2-4-2	1 共 通 編	2 土 工	4 道路 土 工	2 2	1 掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう										

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要	改定理由
								測定箇所	摘要	測定箇所																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4 2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-4	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	2 既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-4	諸基準類との整合							
					根入長	設計値以上																				
					偏心量d	100以内																				
					傾斜	1/100以内																				
					杭径D	設計値以上																				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5 5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-5	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	2 場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-5	諸基準類の改定にと もなう							
					根入長	設計値以上																				
					偏心量d	100以内																				
					傾斜	1/100以内																				
					杭径D	設計径(公称径) -30以上																				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3 3	コンクリートブロック 工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック 張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『護岸工編』」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	1 コンクリートブロック 工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック 張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『護岸工編』」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	諸基準類の改定にと もなう							
					法長ℓ	ℓ<3m ℓ≥3m																				
					厚さ(ブロック積) t ₁	-50																				
					厚さ(裏込) t ₂	-50																				
					延長L	-200																				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3 2	コンクリートブロック 工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『護岸工編』」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	2 コンクリートブロック 工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『護岸工編』」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	諸基準類の改定にと もなう							
					法長ℓ	-100																				
					延長L ₁ , L ₂	-200																				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3 3	コンクリートブロック 工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又																			

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm								
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									中規模以上	小規模以下												
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1、「3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載された多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1、「3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載された多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう						

来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	規格値									
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均														
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 舗装工編 多点計測技術（面管理の場合） 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上ある場合は使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものと。①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満				3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものと。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚さ -25 -30 -8 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。				工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上ある場合は使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものと。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚さ -25 -30 -8 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 舗装工編 多点計測技術（面管理の場合） 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上ある場合は使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものと。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものと。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		

来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由				
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	單位:mm								
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均										
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4												3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3												3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3												3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう			

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由						
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 範 所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 範 所	摘要	単位:mm								
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均											
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	3-2-6-8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう		
					厚さ	-45	-45	-15	-15						厚さ	-45	-45	-15	-15			工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう			
					幅	-50	-50	—	—						幅	-50	-50	—	—			工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3-2-6-8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	3-2-6-8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう	
					幅	-50	-50	—	—																			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3-2-6-8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理団等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの			

来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)												改定案(令和4年版)												改定理由								
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要	単位:mm										
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均									個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均														
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 9 半たわみ性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 9 半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採 取して測定。ただし、幅は設計図書の 測点によらず延長80m以下の間隔で測 定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-8										
					幅	-25	-25	—	—																							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 10 半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 10 半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-2-6-8											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 11 半たわみ性舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採 取して測定。ただし、幅は設計図書の 測点によらず延長80m以下の間隔で測 定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 11 半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採 取して測定。ただし、幅は設計図書の 測点によらず延長80m以下の間隔で測 定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-8										
					幅	-25	-25	—	—																							
					平坦性	—	—	3mプロファイルメータ (a)2.4mm以下直読式(足付 き) (a)1.75mm以下																								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 12 半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 12 半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-2-6-8											
					平坦性	—	—	3mプロファイルメータ (a)2.4mm以下直読式(足付 き) (a)1.75mm以下																								

来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由																							
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	規格値			測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm																						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均		個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																											
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 1		排水性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 1	排水性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。													3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう						
							厚さ	-45	-45	-15	-15				厚さ	-45	-45	-15	-15	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
							幅	-50	-50	—	—				幅	-50	-50	—	—	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 2		排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。														3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう					
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 3		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅	-50	-50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。														3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 4		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。															3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう				
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								
																				3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう																								

来形管理基準及び規格値(案)

来形管理基準及び規格値(案)

来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	測定値の平均											中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (路盤工)				±50		基準高▽	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (路盤工)			±50		基準高▽	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-10	諸基準類の改定にともなう	
							t < 15cm	-30										t < 15cm	-30	-10				
							t ≒ 15cm	-45										t ≒ 15cm	-45	-15				
							-100	—										-100	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (面管理の場合)				+90 -70	+50 -10	基準高▽	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）「舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (面管理の場合)		+90 -70	+50 -10	基準高▽	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	諸基準類の改定にともなう		
							t < 15cm	±90										t < 15cm	±90	+50 -15				
							t ≒ 15cm	±90										t ≒ 15cm	±90	+50 -15				
							t < 15cm	±90										t < 15cm	±90	+50 -10				
							t ≒ 15cm	±90										t ≒ 15cm	±90	+50 -15				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (表層工)				厚さ	-9	基準高▽	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (表層工)		厚さ	-9	基準高▽	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	諸基準類の改定にともなう		
							-25	—									厚さ	-9	-3					
																	幅	-25	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (面管理の場合)				厚さあるいは標高較差	-20	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）「舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	厚さあるいは標高較差	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	諸基準類の改定にともなう		
																	厚さあるいは標高較差	-20	-3					
																	厚さあるいは標高較差	-20	-3					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (表層工)				厚さあるいは標高較差	-3	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 幅は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）「舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10 透水性舗装工 (表層工)		厚さあるいは標高較差	-3	厚さあるいは標高較差	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	諸基準類の改定にともなう		
																	厚さあるいは標高較差	-3	-3					

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)												改定案(令和4年版)												改定理由																																																																																																																																																																																																																																																		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要																																																																																																																																																																																																																																																	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均																																																																																																																																																																																																																																																																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																																																																																																																																																																																																																																																																
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工場 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工場 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	7	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	8	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	9	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	10	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	11	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	12	グースアスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4

来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	規格値			測定基準	測定箇所	摘要														
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均		個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
工事共通編	施工	舗装工			(面管理の場合)																											
3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	工事共通編	施工	舗装工					(面管理の場合)													
3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう							

来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均						
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう		

来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定箇所	摘要	単位:mm	規格値			測定箇所	摘要	単位:mm						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均				個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均									
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ 幅	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ 幅	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
							-50	—																
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -55 -66 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -55 -66 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -20 -27 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -20 -27 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ 幅 平坦性 目地段差	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縫から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ 幅 平坦性 目地段差	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縫から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう		
							-35	—																
							—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。																
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは標高較差 ±2	—	隣接する各自地に対して、道路中心線及び端部で測定。																
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは標高較差 -32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは標高較差 -32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう				

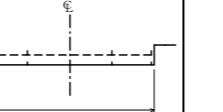
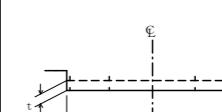
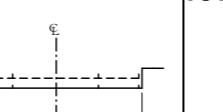
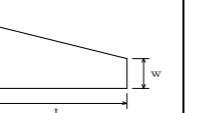
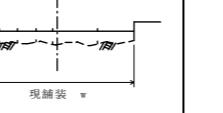
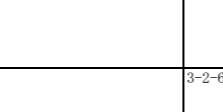
出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由																																																																																																																																																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定箇所	摘要																																																																																																																																																
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上																																																																																																																																																														
工事共通編	施工	舗装工		版工) (面管理の場合)			平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(α)2.4mm以下	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事共通編	施工	舗装工		版工) (面管理の場合)	平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(α)2.4mm以下	理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																																																																																																																																																			
3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 1 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)				基準高▽	±40	±50	—	工事規模の考え方 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 1 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	工事規模の考え方 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—45	—15	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—45	—15	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	—50	—	—	工事規模の考え方 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	13 3 薄層カラー舗装工 (

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)												改定案(令和4年版)												改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要					
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅	-50	—	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅	-50	—	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由					
編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要						
							個々の測定値(X)	測定値の平均(\bar{X})										個々の測定値(X)	測定値の平均(\bar{X})								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15	諸基準類の改定にもなる
						幅 w	-25	-																			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ tまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ tまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。		3-2-6-15	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ tまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ tまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。		3-2-6-15	諸基準類の改定にもなる			
						幅 w	-25	-																			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16	舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16	諸基準類の改定にもなる				
						路盤 L		-100																			
						厚さ t		該当工種																			
						幅 w	-25																				
						延長 L	-100																				
						厚さ t		該当工種																			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	諸基準類の改定にもなる			
						幅 w	-25																				
						延長 L	-100																				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター ^{(a)2.4mm以下直読式(足付き)} ^{(a)1.75mm以下}																			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する測定精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 各々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 各々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	諸基準類の改定にもなる</td			

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)										改定案(令和4年版)										改定理由																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		摘要	単位:mm	単位:mm											
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-2		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-2		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-2		諸基準類の改定にもなる	諸基準類の改定にもなる					
					施工厚さ t	-50		3-2-7-2												3-2-7-2																
					幅w	-100		3-2-7-2												3-2-7-2																
					延長L	-200		3-2-7-2												3-2-7-2																
								3-2-7-2												3-2-7-2																
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4 2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	3-2-7-4		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4 2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	3-2-7-4		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4 2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	3-2-7-4		諸基準類の改定にもなる	諸基準類の改定にもなる					
					法長ℓ	-500		3-2-7-4												3-2-7-4																
					天端幅w	-300		3-2-7-4												3-2-7-4																
					天端延長L	-500		3-2-7-4												3-2-7-4																
								3-2-7-4												3-2-7-4																
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m³~4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-9		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m³~4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-9		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m³~4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編』による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	3-2-7-9		諸基準類の改定にもなる	諸基準類の改定にもなる					
					施工厚さ t	設計値以上		3-2-7-9												3-2-7-9																
					幅w	設計値以上		3-2-7-9												3-2-7-9																
					延長L	設計値以上		3-2-7-9												3-2-7-9																
								3-2-7-9												3-2-7-9																
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1 1	鋳造費 (金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5)組立て後に測定	3-2-12-1		3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1 1	鋳造費 (金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	3-2-12-1		3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1 1	鋳造費 (金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	3-2-12-1		諸基準の追記	諸基準の追記					
					孔の中心距離	≤1000mm 1以下		3-2-12-1												3-2-12-1																
					孔の中心距離	>1000mm 1.5以下		3-2-12-1												3-2-12-1																
					アンカーボルト アシナバーカー用孔 ル(ト鉄放し)	ドリル ≤100mm +3 -1		3-2-12-1												3-2-12-1																
					センターポス	ボスの直径 +0 -1		3-2-12-1												3-2-12-1																
					ボス	ボスの高さ +1 -0																														

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和3年版)											改定案(令和4年版)											改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm	単位:mm	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう
$\ell \geq 5m$	法長の-4%																							
$\ell < 5m$	-100																							
$\ell \geq 5m$	法長の-2%																							
延長L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5m$	-200											
$\ell \geq 5m$	法長の-4%																							
$t < 5cm$	-10																							
$t \geq 5cm$	-20																							
延長L		-200																						
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう
$\ell \geq 5m$	法長の-4%																							
$t < 5cm$	-10																							
$t \geq 5cm$	-20																							
延長L		-200																						
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-3	3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【法面工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-3	3-2-14-3	諸基準類の改定とともに	なう	
$\ell \geq 3m$	-100																							
$t < 5cm$	-10																							
$t \geq 5cm$	-20																							
延長L		-200																						

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由												
										単位：mm																						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10 2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10 2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	誤植												
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。								可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。															
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5×(B -2))	支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。								支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+ 0.5×(B -2))	支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場 合を除く。															
					水平 度	橋軸方向	1/300								水平 度	橋軸方向	1/300	注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。		10-4-5-10												
					橋軸直角方向										可動支承の 機能確認 注3)	5	注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。		10-4-5-10													
					可動支承の 機能確認 注3)										可動支承の 機能確認 注3)	5	注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。															
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上									可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上		注4) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。														
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリート について1打設長の端面 (施工 継手の位置)において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (iii) 検測孔による巻厚の測定は図の (1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100m に1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下の ものについては、1トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行 う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案） 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用 いることが出来る。					10-6-5-3	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリート について1打設長の端面 (施工 継手の位置)において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (iii) 検測孔による巻厚の測定は図の (1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100m に1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下の ものについては、1トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行 う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案） 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用 いることが出来る。	幅w (全幅)	-50	高さ h (内法)	-50	厚さ t	設計値以上	延長L	—	注5) 検測孔による巻厚の測定は図の (1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100m に1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下の ものについては、1トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行 う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案） 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用 いることが出来る。	10-6-5-3	10-6-5-3	諸基準類の改定にとも なう

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm	
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)											個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)					
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		10-14-4-5	諸基準類の改定にともなう
							厚さ t (オーバーレイ)	-9											厚さ t (オーバーレイ)	-9					
							幅 w		-25										幅 w	-25					
							延長 L		-100										延長 L	-100					
							平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
																		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ		厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		10-14-4-5	諸基準類の改定にともなう
							厚さ t (オーバーレイ)		-9										厚さ t (オーバーレイ)	-9					
							幅 w		-25										幅 w	-25					
							延長 L		-100										延長 L	-100					
							平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
																		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。							

現行(令和3年版)	改定案(令和4年版)	改定理由
2 品質管理基準及び規格値（案） 目 次 6 既製杭 II - 7	2 品質管理基準及び規格値（案） 目 次 6 既製杭工 II - 7 7 基礎工 II 8 8 場所杭工 II 8 9 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式） II 8 <p style="color: red;">注） なお、工種番号10番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。</p>	誤植 新規追加 新規追加 新規追加

現行(令和3年版) 品質管理基準及び規格値(案)									改定案(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	
1. セメント 施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構造、内空部寸法が25mm以上の鉄筋コンクリートカルバート等の構造、下部工場でひび割れ幅が5mm以上の壁、水門、橋門に対する。(ただし、これらの工種についてもプレキャット製品及びフレアレスト式等の構造部材の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。)アーチ橋、底版等で施工時に地中に水に浸かる部位については施工前に調査する。 ひび割れ幅が、2mm以上の場合には「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構造、内空部寸法が25mm以上の鉄筋コンクリートカルバート等の構造、下部工場でひび割れ幅が5mm以上の壁、水門、橋門に対する。(ただし、これらの工種についてもプレキャット製品及びフレアレスト式等の構造部材の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。)アーチ橋、底版等で施工時に地中に水に浸かる部位については施工前に調査する。 ひび割れ幅が、2mm以上の場合には「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	「3次元計測技術を用いた出来形品質要領(案)」に基づき品質管理基準を実現するため同要領による。				
4. ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 5364 JIS A 5308	JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砂)及び(骨材) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フコトカブリ)・細骨材 JIS A 5011-3(鋼)・粗骨材 JIS A 5011-4(電気炉灰化粧 骨材) JIS A 5021(カット)用再生骨材 II	○	ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砂)及び(骨材) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フコトカブリ)・細骨材 JIS A 5011-3(鋼)・粗骨材 JIS A 5011-4(電気炉灰化粧 骨材) JIS A 5021(カット)用再生骨材 II	○	JIS名称変更にともなう					
4. ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 : 1.0%以下 細骨材 : コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合 0.0%以上 骨材およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合 0.5%以下その他の場合は7.0%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。(微粒分量の多い砂) 1回／週以上	○	ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 : 3.0%以下(ただし、粒形判定実験が58%以上の場合は3.0%以上) 細骨材 : 5.0%以下 それ以外(砂利等) : 1.0%以下 細骨材 : 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 : 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂利等) : 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	○	骨材の微粒分量試験について、コンクリート標準示方書に沿った改定を実施し、実験結果を反映できていなかったため、1セメント・コンクリート(既往コム・コンクリート・クリート・吹付けコンクリートを除く)と同様とする。							
4. ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	コンクリート用粗骨材 と化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(骨材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフーム)	1回／月以上 ただし、JIS A 6202(骨材)は1回／月以上 JIS A 6204(化学混和剤)は1回／月以上 JIS A 6206(高炉スラグ微粉末)は1回／月以上 JIS A 6207(シリカフーム)は1回／月以上	試験成績表による。	○	ブレキヤ ストコンクリート製品 (その他)	材料	コンクリート用粗骨材 と化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(骨材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフーム)	1回／月以上 ただし、JIS A 6202(骨材)は1回／ヶ月以上 JIS A 6204(化学混和剤)は1回／ヶ月以上	試験成績表による。	○	照査				
5. ガス圧接	施工前試験	必須			熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に押あわせた位置の時は、へこみがない。 ②ふくらみの大きさが鉄筋径の1.1倍以上。(ただし、SD400の場合は1.4倍以上)。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有りと認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋一マーク、圧接業者、鉄筋径 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に押あわせた位置の時は、へこみがない。 ②ふくらみの大きさが鉄筋径の1.1倍以上。(ただし、SD400の場合は1.4倍以上)。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有りと認められる欠陥があつてはならない。	モデル供試体の作成は、実際の作業条件と同一の材料で行う。手動ガス圧接機にて、手動ガス圧接機にて、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することがある。 (1) SD400以外の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接及び時間管理がスラグ骨材及び接合部の接合部等に付随する場合に、監督職員と協議の上、施工前試験を行なう。 ・特に確認が必要がある場合は、監督職員と協議の上、施工前試験を行なう。 ・自動ガス圧接の場合は、監督職員と協議の上、施工前試験を行なわなければならぬ。 (2) SD400の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行なわなければならぬ。	鉄筋手工事標準仕様書 ガス圧接機手工事 (2017年) P15,16	5. ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 ・研磨がぎり 焼き割れ ・シグネ等による 計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの大きさ 圧接面のすれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に押あわせた位置の時は、へこみがない。 ②ふくらみの大きさが鉄筋径の1.1倍以上。(ただし、SD400の場合は1.4倍以上)。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有りと認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋一マーク、圧接業者、鉄筋径 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に押あわせた位置の時は、へこみがない。 ②ふくらみの大きさが鉄筋径の1.1倍以上。(ただし、SD400の場合は1.4倍以上)。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有りと認められる欠陥があつてはならない。	モデル供試体の作成は、実際の作業条件と同一の材料で行う。手動ガス圧接機にて、手動ガス圧接機にて、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することがある。 (1) SD400以外の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接及び時間管理がスラグ骨材及び接合部の接合部等に付随する場合に、監督職員と協議の上、施工前試験を行なう。 ・特に確認が必要ある場合は、監督職員と協議の上、施工前試験を行なう。 ・自動ガス圧接を行なう場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に徴りのないことを確認するため施工前試験を行なわなければならぬ。 (2) SD400の鉄筋を圧接する場合、自動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行なわなければならぬ。	鉄筋手工事標準仕様書 ガス圧接機手工事 (2017年) P15,16	照査		
14. 路床安定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を実施する。 1日の施工量たりの施工面積は1,500m ² 未満の場合は、盛土の締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 路床安 定処理工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	中継杭工法(セメントミキシング機)、プレキャットコンクリート打設工法及び回転杭工法における支撑層の確認は、支持層を常に各本のモルタル供試体を作成し実施する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P456~P458	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成31年3月 P38	14. 場所杭工	施工	必須	孔底洗浄物の管理	洗浄タープ	設計図書による	中底に残すスライムの量は、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
14. 路床安 定処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、左記の規格を満たして回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行なうものとする。	R1・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	14. 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	部分の沈降や枕光端からの上砂の剥離等によってスライムが残ることがあるので、孔底を管理からコンクリート打設工法等で洗浄する場合に、洗浄タープにより測定した孔底の深度を比較して把擡する。	道路構造示方書・回線設下構造設計編 平成29年11月 P502	新規追加				
23. 砂防土 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固														